

19. 社会福祉士養成に関する研究

－ケースメソッドを活用した相談援助演習プログラムの構築－

- 井上節 旭ヶ丘老人ホーム施設長
酒匂新一 平塚ふじみ園
浅岡知巳 アルファ医療福祉専門学校
林幹泰 アルファ医療福祉専門学校

【研究目的】

本研究では、社会福祉士養成教育にかかわっている施設・機関職員（演習・実習指導者）と社会福祉士養成校の教員（実習・演習担当教員）との協働により社会福祉士養成演習プログラムの構築及びその効果の検証を行うことを目的とした。

【背景】

平成 21 年度より実践力の高い社会福祉士養成をその目的に社会福祉士教育新カリキュラムが実施されている。新カリキュラムの具体的改正内容は、

- ① 相談援助に関する科目の充実を図ること
- ② 今まで各大学において裁量が認められていた実習・演習の教育科目に対して一定の基準を課すこと
- ③ 「就労支援サービス」「権利擁護と成年後見制度」「更生保護制度」といった新規科目を設けること

が示された。

上記①でその充実を図るとされた「相談援助に関する科目」なかでも「相談援助演習」は、「実践力の高い社会福祉士を養成するという観点に立って、社会福祉士として必要とされる知識及び技術を統合し、これらを実践的に習得するための科目」として位置付けられた。そして演習時間は 12 時間から 45 時間ⁱへと強化され、演習内容は「総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的に取り上げること」ⁱⁱと規定された。

つまり、現在の社会福祉士養成の目的は、実践力の高い社会福祉士養成であり、その養成に際して実践知を取得するための科目として「相談援助演習」が新カリキュラムでは明確に位置づけられたことになる。

このように今日の社会福祉士養成教育において「相談援助演習」の重要性は増している。一方、相談援助演習に関する先行研究は進んでいない。ⁱⁱⁱこの点からも、本研究目的は、意義あるものであると考える。

【方法】

本研究代表の井上が演習担当教員として関わっているアルファ医療福祉専門学校（通信課程）の教員及び井上同様社会福祉士養成教育にかかわっている施設・機関職員（演習・実習指導者）との協働で、社会福祉士養成演習プログラムの構築を行った。その際に採用した方法は、ケースメソッドである。具体的には、月1度の定例会及びメーリングリストを活用し、ケースメソッドに関する情報共有及び知識の積み上げを行った。情報の共有知識の構築を行った上で、事例を書きあげ、実際のスクーリングにおいて、その事例を用いケースメソッドを実践した。そしてケースメソッドによるスクーリングを受講した学生に対しその感想を自由記述してもらい、KJ法をもちいて分析を行った。併せて、『情報分析力』『論理的に考える力』『課題発見力』『プレゼンテーション能力（グループ）』『プレゼンテーション能力（全体）』『ケースのイメージ』のそれぞれの自己評価について「上手く出来た」「それなりにできた」「あまりできなかった」「できなかった」の4件法で「社会福祉実践を行っていく上で意欲が刺激されたか」については、「非常に刺激された」「少し刺激された」「あまりされなかった」「全くされなかった」の4件法で自己評価アンケートを実施し分析を行った。

【結果】

1、定例会の概要

定例会の概要は以下の通りであった。

日時（平成24年）	時間	内容	参加人数
1月20日	1900～2100	自己紹介・本定例会の趣旨の説明・今後の予定について	10名（施設・機関職員8名、養成校教員2名）
2月17日	1900～2130	今後の予定について 役割分担	12名（施設・機関職員10名、養成校教員2名）
3月16日	1900～2100	輪読のためのケースメソッド参考テキスト決定、各担当章を決定	9名（施設・機関職員7名、養成校教員2名）
4月20日	1900～2130	参考テキスト輪読、意見交換	8名（施設・機関職員6名、養成校教員2名）

日時（平成 24 年）	時間	内容	参加人数
5 月 18 日	1900～2130	参考テキスト輪読、意見交換・質疑応答	12 名（施設・機関職員 10 名、養成校教員 2 名）
6 月 15 日	1900～2100	ゲストスピーカを交えての意見交換・質疑応答	10 名（施設・機関職員 8 名、養成校教員 2 名）
7 月 20 日	1900～2100	実際のケースを書く	10 名（施設・機関職員 8 名、養成校教員 2 名）
8 月 17 日	1800～2100	ケースメソッド模擬演習を実施及び意見交換	12 名（施設・機関職員 10 名・養成校教員 2 名）

2、ケースメソッドによる相談援助演習受講生概要

9 月に行われた、相談援助演習において、ケースメソッドによる相談援助演習を異なる（短期課程・一般課程）2 つのクラスにおいて実施した。短期課程クラスは 20 名、学生の内訳は養護学校教諭 2 名・介護支援専門員・5 名・一般企業 2 名・生活相談員 4 名・ケースワーカー 1 名・児童相談員 2 名・ケアワーカー 3 名・無職 1 名の計 20 名であった。一般課程クラスの内訳は、介護支援専門員 2 名・一般企業 3 名・PSW 2 名・福祉活動専門員 1 名・ケアワーカー 5 名・無職 5 名の計 18 名であった。

3、ケース概要

ケース概要は以下のとおりである。ケースを書くにあたり、原告に「相談援助演習」のケースとして使用することの説明と同意を得た上でインタビューを行った。また、原告から相談を受けた NPO 権利擁護センター担当職員にもインタビューを実施した。

① 概要

東京都国分寺市に住む原告（40 代）が、ネットカフェを利用しようとしたところ、「障害者はお断り」として入店を拒否された。障害を理由とする差別処遇（明らかな直接差別）。原告から権利擁護センター（DPI）に相談があり、DPI より改善を何度も求めたが、店長は拒否し、DPI より相談を受けた。

② 判決要旨、訴訟や交渉の経過、争点等

経過

2010/1 被告店に会員登録。以後、10 数回利用した

2010/3/23 1 人で利用して帰宅後、精神障害者の手帳を被告店に置き忘れたと勘違いし、

電話して問い合わせ。電話後、自分の鞆から手帳が出てきたので、再度電話（報告とお礼）。【ここで手帳所持者と認識されたと思われる】

2010/3/24 入店しようとしたところ、「手帳の人ですか。お断り。」「以前愛の手帳（東京都の知的障害者手帳）の人が無銭飲食をしたので、以後手帳の人はお断りしている。」として警察を呼ぶ始末。

（警察からも「障害者は逮捕できない」という説明があったとの主張）

その後、D P I から改善要求、人権救済申立を受けた法務省の調査等がされた。

2011/6/30 当職からも問い合わせ電話。「僕の店だから、僕の自由でしょ。」「僕が嫌いな客を来るなっていうことに対して、何が違法か」

2012/3/9 東京地裁本庁へ提訴（150万円の慰謝料＋50万円の弁護士費用）障害者権利条約、障害者基本法、憲法14条などに違反すると主張。

③ 演習方法

本ケース演習は、2コマ（180分）内で実施した。学生に本ケースを提示し、①個別に読み解く（40分）②グループで意見交換（40分）③クラス全体での討議（100分）という流れで行った。ケースに対する設問として、A、本ケースの事例は差別事例にあたるか。差別とはどのような事象を指すと考えるか？B、本ケースの問題点について様々な角度から考えまとめる C、その問題点についてどのような対応策があるのか具体的に考える。以上の3問を設定した。

④ 自己分析アンケート結果

A、情報分析力：『「上手く出来た」5名「それなりにできた」31名「あまりできなかった」3名「できなかった」0名』

B、論理的に考える：『「上手く出来た」1名「それなりにできた」28名「あまりできなかった」8名「できなかった」0名』

C、課題発見力：『「上手く出来た」6名「それなりにできた」27名「あまりできなかった」2名「できなかった」0名』

D、プレゼンテーション（グループ）：『「上手く出来た」6名「それなりにできた」28名「あまりできなかった」3名「できなかった」0名』

E、プレゼンテーション（全体）：『「上手く出来た」12名「それなりにできた」16名「あまりできなかった」4名「できなかった」5名』

F、ケースのイメージ：『「上手く出来た」7名「それなりにできた」28名「あまりできなかった」3名「できなかった」0名』

G、社会福祉実践を行う意欲は刺激されたか：『「非常に刺激された」18名「少し刺激された」17名「あまりできなかった」3名「全くされなかった」0名』

4、考察

自由回答（結果については紙幅の都合上割愛）及びアンケート結果をふまえ考察を行う。

①ケースメソッドは、現実世界で起こっている事象を取り上げることにより学生の興味をひくことが容易である。

②学生に対して自発的な学習意欲を喚起し、社会福祉に関する学習と思考を「刺激」する。

③グループ内あるいはクラス全体での他者との相互交流・討論が、社会福祉に関する諸問題の理解にとって有効な準備であることを認識させる。

以上のような効果が確認された。「実践力」を養う上で、ケースメソッドによる相談援助演習は非常に有効である可能性が示唆された。

今後の課題としては、グループ討議の際の自己評価に比べ全体討議の際の自己評価が低かったことをふまえ、討議の進め方について研究を積み上げる必要がある。また、実務家及び教育者による協働を重ね、今後ケースの更なる蓄積を行い、実践力の伴った社会福祉士養成教育の質向上に努めていく。

-
- i 本文は通信課程の場合。通学課程の場合は、120時間が150時間へと増えた。
 - ii 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課平成20年「社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」p88
 - iii 例えば、相談援助演習に関する先行研究について中村（2010）は「演習内容の提案が個々になされている程度で、基礎的研究は始まったばかりである」と指摘している。他に、石川（2010）。中村佐織（2010）「ソーシャルワークにおける演習教育の課題」『ソーシャルワーク研究』36 石川久展（2010）「ソーシャルワーカー養成と演習教育」『ソーシャルワーク研究』36

経費使途明細

区分	内訳	金額
会議費	定例会会場費・お弁当など	83,530円
交通費	インタビュー調査	2,350円
謝礼	ゲストスピーカー（1名）、インタビュー（2名）など	70,000円
通信費	資料等送料	3,150円
書籍	ケースメソッドに関する書籍など	70,280円
消耗品費	封筒、用紙、ICレコーダーなど	34,600円
テープ起こし費用		45,250円
	計	309,160円